

## 京都市地域コミュニティ活性化支援条例（仮称）に 盛り込むべき基本的事項について

### 第 1 条例の構成や考え方

- (1) 本条例には前文を設け、前文に条例の考え方を示す。
- (2) 本条例は、地域が取り組む地域コミュニティ活性化を支援する条例であり、現に頑張っているところだけでなく、これから活性化に取り組もうとするところを支援するための仕組みや制度を整えるものである。
- (3) 地域住民やマンション等の集合住宅居住者に負荷を与えるような条例ではない。
- (4) 市は、コミュニティ活性化に取り組む地域自治を担う住民組織等を支援するための仕組みや制度を整え、マンションや建売住宅の事業者（建設業者、分譲業者、仲介業者、管理業者）に、地域コミュニティに協力するよう要請するものである。

### 第 2 条例に盛り込むべき基本的事項

#### 1 名称

京都市地域コミュニティ活性化支援条例

#### 2 前文

- ・ 近年、ライフスタイルが多様化する中で、「近所同士の身近なつながりや支え合い」即ち地域コミュニティの大切さが忘れられがちであるが、お互いに支え合いながら安心して心地よく暮らしていくためには、地域コミュニティは重要である。
- ・ しかし、地域コミュニティは、誰かが用意して提供してくれるものではない。地域コミュニティが活性化するためには、私たち一人ひとりが地域コミュニティの構成員の一員であることを自覚し、自分の出来る範囲で地域に参加することが何よりも求められている。それと同時に、一人ひとりの住民の想いや活動の受け皿として、多様な住民グループの動きが活発化し、また、地域コミュニティの核となる町内会・自治会などの地域自治を担う住民組織が、多くの住民が参加したいと望むような活動に取り組み、住民一人ひとりの多様な想いを受け止め活かしながら地域を運営することが求められている。
- ・ 市は、これらの自律的活動を支援し、自己決定を尊重しつつ、協働のもとで、それぞれの地域の「暮らしやすさ」を創出するパートナーシップ型

まちづくりを進めることが必要である。

- ・ なお近年、新しく地域内に建設された共同住宅など（マンションや一戸建分譲住宅）の住民と、以前からその地域に住む住民とのコミュニケーション不足から、地域コミュニティが希薄化する傾向がある。この問題については、双方住民が「共に地域コミュニティの一員である」と認め合い交流に努めるとともに、共同住宅などの供給に関わる事業者は、供給する住宅の居住の質を高めるためにも、両者の相互理解と交流のために努力することが求められる。
- ・ 各々の地域での地域コミュニティ活性化の取組を支援するため、この条例では、市や事業者などが取り組む必要のある支援の仕組みや、市との連携のための方策を規定する。
- ・ ところで、地域自治を担う住民組織や住民グループは、暮らしやすい地域を創り守るために地域住民が自主的に結成したものであり、それらの組織のあり方や活動内容は、それぞれの地域住民の自律的判断に基づくものである。それ故、本条例は、地域住民のあり方や役割、地域自治を担う住民組織のあり方や役割を規定するものではない。
- ・ 本条例は、今まさに地域コミュニティの活性化に取り組んでいる地域自治を担う住民組織や住民グループだけでなく、これから地域コミュニティの活性化に取り組もうと意図している多くの地域自治を担う住民組織や住民グループの想いや活動を支え応援するためのものである。
- ・ 地域自治を担う住民組織が中心となって、様々な個人や住民グループが参加することで、主体的に地域を運営し、市がその活動を支援し、事業者等がそれらに協力することによって、地域コミュニティを活性化し、もって安心安全でより暮らしやすい社会を築くため、この条例を制定する。

### 3 目的

この条例は、本市、事業者及び市民の役割を定めることにより、地域コミュニティを活性化し、もって安心安全でより暮らしやすい地域社会の実現を図ることを目的とする。

### 4 定義

- (1) **地域**：暮らし、あるいは働くうえで、地理的にも人のつながりでも一定のまとまりがあり、地域活動の単位となっている範囲。
- (2) **地域コミュニティ**：一定の地域内に居住あるいは就労するなど、当該地域と関わりの深い市民相互の連帯意識に基づく人と人とのつながり。

- (3) **地域住民等**：戸建や共同住宅等の居住形態を問わず、一定地域内に居住し、あるいは事業を営むなど、当該地域と関わりの深い者。
- (4) **地域自治を担う住民組織**：地域内の多くの住民に支持され、コミュニティの親睦を図り、あるいはより暮らしやすいまちの実現に取り組む、地域住民を主たる構成員とし一定の組織形態を備えた、地域コミュニティの運営を担う住民組織。
- (5) **地域コミュニティに関わる主体**：地域自治を担う住民組織をはじめ、地域のために活動する小グループ、あるいは市民活動団体・NPOなど。
- (6) **共同住宅**：マンション、アパート等、同一棟内に複数の住居が集合している建築物
- (7) **事業者**：本市の区域内において事業を営むすべての者。
- (8) **住宅供給等に関連する事業者**：不動産取引の仲介、一定規模以上の戸建住宅群の建築若しくは販売又は共同住宅の建築、販売、若しくは管理を行う者。

## 5 基本的な考え方

- (1) 市民、本市、事業者は、本条例前文に掲げられた地域コミュニティの役割の重要性を理解し、それぞれの立場において地域コミュニティの活性化に努めるものとする。
- (2) 市民、本市、事業者は、協働して地域コミュニティの活性化に取り組むように努めるものとする。

## 6 市民の役割

- 案1** 市民は、自らの意志のもと、暮らしやすい地域社会の実現に向けて、より安心して安全な地域コミュニティを形成するため、共に暮らす地域の住民との相互交流と協働に努めるものとする。
- 案2** 市民は（あるいは地域住民は）、地域コミュニティの大切さを理解し、それぞれの地域ごとに、個々の地域住民の善意や想いを束ねる地域自治を担う住民組織が存在し、多くの地域住民が主体的にそこに参加する状況を目指す。
- 案3** 地域住民は、コミュニティの重要性を理解し、地域自治活動及び住民互助活動に積極的に参加、協力するよう努めるものとする。

## 7 本市の役割

- (1) 本市は、前文に示したような、より良い地域コミュニティの創出を目指して活動に取り組もうとする地域自治を担う住民組織を、それぞれの

地域コミュニティで暮らす市民の暮らし良さを創出するためのパートナーとして尊重し、地域コミュニティ活性化や地域運営の進め方について連携・協働するように努めるものとする。

- (2) 本市は、多くの地域住民が主体的に地域自治を担う住民組織に参加することを促すために必要な支援を行う。
- (3) 本市は、それぞれの地域コミュニティにおいて、前文に示したような、より良い地域コミュニティの創出を目指して地域を良くするための公益的活動に取り組む市民グループやNPO等と連携・協働するように努めるものとする。
- (4) 本市は、地域自治を担う住民組織をはじめ地域コミュニティに関わる主体との協働のもと、地域コミュニティを活性化し、より暮らしやすい地域社会の実現を図るため、必要な施策を講じるよう努めるものとする。
- (5) 本市は、大多数の地域住民の支持を受けるとみなされる地域自治を担う住民組織のもとで、地域住民が話し合い、民主的手続きを経て決定された地域課題への取組や、地域の将来についての構想などについて、これを尊重する。

## 8 地域の活動を支援するために

本市は、地域自治を担う住民組織をはじめ地域コミュニティに関わる主体の活動を支援するため、必要な庁内体制の整備や地域コミュニティ活性化に向けた仕組みの構築、あるいは情報発信などに努めるものとする。

### (1) 相談及び情報の提供

本市は、地域コミュニティ活性化に関する地域自治を担う住民組織及び事業者等からの相談及び地域自治を担う住民組織の形成等に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

本市は、前項の相談に当たる窓口を設置するものとする。

### (2) 専門家の派遣

本市は、地域住民等が地域自治を担う住民組織の下で取り組むまちづくり活動に対し、まちづくりアドバイザーの派遣を行うことができる。

本市は、地域自治を担う住民組織が形成されていない地域に対し、組織形成に向け、まちづくりアドバイザーの派遣等、必要な支援を行うことができる。

### (3) 広報及び啓発

本市は、地域コミュニティの活性化を推進するための広報あるいは地域住民等及び事業者の地域コミュニティについての理解を深めるための啓発に努めるものとする。

#### **(4) 大学と地域自治を担う住民組織等との連携**

本市は、地域コミュニティの活性化を推進するため、大学と、地域自治を担う住民組織及びNPO法人等との連携、協働を支援するよう努めるものとする。

#### **(5) 活動の助成**

本市は、地域自治を担う住民組織やNPO法人等が行う、地域コミュニティを活性化するための活動に対し、予算の範囲内で助成することができる。

#### **(6) 顕彰**

本市は、地域住民と地域自治を担う住民組織との交流に、積極的に協力した事業者について、顕彰することができる。

#### **(7) 体制の整備**

本市は、地域自治を担う住民組織をはじめ、地域コミュニティに関わる主体が行う活動を支援するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

#### **(8) 職員の研修**

本市は、職員に対して、地域との連携の重要性についての認識を深めるため、研修を行うよう努めるものとする。

### **9 条例の実効性のある推進のために**

本市は、本条例の目的を達成するための計画を定めるものとする。

### **10 計画の進捗を管理するために**

市長は、計画の進捗管理等を行うため、市民委員会を設置するものとする。

### **11 事業者の役割**

- (1) 事業者は、事業所が所在する地域で、地域自治を担う住民組織が中心となって取り組む、地域をより暮らしやすくするための活動に対し、理解と協力を努めるものとする。
- (2) 事業者は、従業員が居住地域において地域活動に参加することに対し、理解を努めるものとする。
- (3) 事業者は、地域コミュニティ活性化のための本市の施策の推進に、協力するよう努めるものとする。

## 12 集合住宅等と住民との交流を促進するために

### (1) 交流を促進する設備等の整備

ア 住宅供給等に関連する事業者は、京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例に定めのあるもののほか、別に定める住宅の建設に当たっては、住宅内又は宅地内のコミュニティ形成に配慮した設備等を整備するよう努めるものとする。

イ 住宅供給等に関連する事業者は、京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例に定めのあるもののほか、別に定める住宅の建設に当たっては、地域自治を担う住民組織と協議の上で、求めがある場合には、住宅又は宅地が存する地域の周辺の地域コミュニティとの交流促進に配慮した設備等を整備するよう努めるものとする。

### (2) 円滑な協議を進める制度

住宅供給等に関連する事業者は、共同住宅あるいは一定規模の戸数の戸建分譲住宅を建設する際には、当該住宅の周辺地域の地域コミュニティとの連絡に当たる者として、建築、販売、賃貸又は管理を行う事業者ごとの担当者を選任し、規則に定めるところにより、市（長）に届け出るよう努めるものとする。

### (3) 地域情報の交流を促進する仕組み

ア 住宅供給等に関連する事業者は、住宅供給等に当たり、当該地域の地域自治を担う住民組織に供給計画について説明し、地域から要請があった場合には、協議を行うよう努めるものとする。

イ 住宅供給等に関連する事業者は、地域自治を担う住民組織から要請があった場合、重要事項を説明する際をはじめ、入居予定者に情報を提供する際に、地域コミュニティの情報についても、あわせて入居予定者に提供するよう努めるものとする。

ウ 共同住宅の管理を行う事業者及び管理組合、賃貸共同住宅の所有者は、居住者と地域コミュニティとの交流の促進に努めることとし、地域自治を担う住民組織から要請があった場合、共同住宅居住者に地域情報を伝え、双方の意思疎通を図るよう努めるものとする。